

# 利子所得課税と勤労所得課税の比較

松浦克己\*

(横浜市立大学商学部教授)

滋野由紀子\*\*

(大阪市立大学経済学部助教授)

## 1 勤労所得と利子所得の関係

税制を構築するに当たり代表的な所得源泉である労働所得（勤労所得）と資産所得（特にその代表としての利子所得）に対する課税をどのように組み合わせるかは、重要な課題である。我が国では所得に関しては総合課税が建前であるが、実際には利子所得については捕捉の困難性等から源泉分離課税（所得税15%、住民税5%）と老人マル優（老人等の少額非課税貯蓄制度、上限350万円）が大半の場合適用される分類所得課税となっている<sup>1)</sup>。しかし勤労所得と利子所得を包括して一の税率を適用する理論的根拠は必ずしも無く、別々の税率を適用することも考えられる。その際重要なことは、「効率と公平」の二つの側面に配慮することである。

(効率性)

勤労所得課税と資産所得課税の組み合わせで、いずれにより多く課税するかを考えると、最適課税の観点からは、どちらの税制の方がより超過負担が小さいかが課題となる（ラムゼイ・ルール）。

仮に勤労所得課税の労働供給に対する影響が無視できる（あるいは貯蓄に対する課税よりも超過負担が小さい）ならば、勤労所得課税の方が資産所得課税より望ましい。逆に資産所得課税の貯蓄（将来消費）に対する効果が無視できる（あるいは労働供給に対するよりも超過負担が小さい）のであれば、資産所得

\*1951年生まれ。75年九州大学法学部卒業。同年郵政省入省、92年大阪大学経済学部助教授、94年長崎大学経済学部教授を経て、97年より現職。経済学博士。日本経済学会に所属。主な著書は『女性の就業と富の分配』（共著、日本評論社、1996）、『日本の企業金融』（東洋経済新報社、1996）。

\*\*1970年生まれ。92年大阪大学経済学部卒業。96年大阪大学経済学部助手などを経て、99年より現職。経済学博士。日本経済学会に所属。主な著書は『女性の就業と富の分配』（共著、日本評論社、1996）。

1) 建前としての総合課税（ある期間の勤労所得と利子所得を一括して扱う）と実際としての分類所得課税の乖離は、勤労所得と利子所得の課税の制度設計に関する議論を分かりにくくしている。分類所得課税ということであれば、両者の平均税率と限界税率を各々比較することが考えられる。総合課税であれば両者は同じ税率に直面することが考えられる。かつてのマル優廃止論は後者の議論によっていたが、取られた制度は明らかに異なっていた。そのため総合課税論から現行の利子課税制度を合理的に説明することは困難である。

税率を勤労所得税率より高くすることが効率的である。また両者の税引後賃金（税引後収益率）に対する弾性値がほぼ等しい（超過負担に差がない）というのであれば、勤労所得税率と資産所得税率もほぼ等しいことが望ましい（Ihori [1992], 井堀 [1996] 参照）。

先行研究の示すところによれば、現役世代男性やフルタイムの女性の労働供給の税引後賃金に対する弾性値は無視できる。反面パートタイムの女性や高齢男性については労働供給の税引後賃金に対する弾性値はある程度大きい可能性がある（清家 [1992], 橘木・下野 [1994] 参照。なお高所得の医師のケースについて Showalter and Thurston [1997] は、開業医は限界税率に有意に反応するが勤務医に関しては限界税率の影響は無視しうることを示している）。

他方、貯蓄の税引後利子率に対する弾性値に関する研究で吉野 [1984] は、1988年以前に適用されていたマル優制度は低所得者には貯蓄促進的であるが、高所得者には効果がないことを示唆している。また銀行預金に対する通貨需要では低所得者は税引後金利に有意に反応するが、高所得者は有意に反応しないという報告もある（竹澤・松浦 [1998] 参照）。しかし我が国における貯蓄と税制に関する実証研究は乏しく、多くは分からない実状にある。

このように効率性の観点からすれば、いずれにより多く課税する方が望ましいかは、理論的にも実証的にも必ずしも明らかではない（ただし家計の効用が消費とレジャーで分離可能である、あるいは効用関数が対数線形である特殊な状況について Atkinson and Stiglitz [1976], Mc Cafferty [1997] 参照。また資本蓄積の観点まで考慮すれば、利子所得に対する税率を勤労所得税率よりも低くすることが考えられる<sup>2)</sup>）。この点で勤労所得と利子所得の実際の課税状況を比較することは有益である。

#### （公平性）

公平を考えるに当たっては、ある時点の所得に関する水平的・垂直的公平と共に、ライフサイクルを通じた公平が問われる。貯蓄は生涯を通じた効用の最大化を図るものなので、一時点の利子所得のみを取り上げることは必ずしも公平な税制にはならない。たとえば老後の生活のために人々が貯蓄を行っていけば、高齢者は資産蓄積が進みより多くの利子所得を得ているであろう。それを若年層の利子所得と同様に課税する根拠は必ずしも無い。老人マル優の根拠の一つをここに求めることもできるであろう。さらにライフサイクルを通じた公平という点では利子課税税率は一般的にいても勤労所得税率を下回ることが妥当とも考えられる（井堀 [1994]<sup>3)</sup>）。この意味でも勤労所得と利子所得の税率を比較検討することは有益である。

#### （最近の税制改正の動き）

利子課税制度について顧みると、1988年にマル優制度（少額貯蓄非課税制度）が廃止され、一律源泉分離課税制度や65歳以上を対象とする老人マル優制度が設けられる等、画期的な改正が行われた。その後勤労所得税制については直間比率の是正や労働供給のインセンティブ確保等を目的として、税率のプランケット数の縮減や最高税率の引き下げなどが行われた。しかし利子課税制度に関しては、老人マル優について1994年1月以降に預入等を行う場合は350万円と枠が拡大されたものの、源泉分離税率そのものの見直し

2) この利子所得課税と資本蓄積の問題に関する政策的な争点の推移については滋野 [1997] 参照。また企業の投資と関係する面について Hall and Rabushka [1996], 利子所得の裏返しである負債（住宅ローンの利払い）について Scholz [1994] 参照。

3) 本論文は94年という一時点のクロスセクションデータを用いるので、このライフサイクルを通じた、一生涯の公平性を厳密に考慮するには限界がある。しかし調査対象時点での水平的（勤労所得と利子所得）・垂直的（所得階級別）公平をみる限られた分析であるが、それでも所得階級・収入種類を詳細に分けることにより、利子所得に関する課税の公平はある程度把握できるであろう。

は行われていない。

最近では、財政赤字の増大や高齢化を控えた社会保障制度の行き詰まりなどから、税制のあり方が改めて大きく議論されている。その一環として、株式譲渡益や有価証券取引に関する課税などいわゆる金融税制について、幅広い見直しの必要性が指摘されている。しかし預貯金が家計の金融資産の太宗を占めるにもかかわらず、利子課税制度について触れられるところは少ない（政府税調金融税制小委員会報告〔1997〕）。

そもそも政策判断の基礎となるべき勤労所得の課税状況と利子所得課税状況の比較分析はほとんど行われていない（例外として岩本他〔1995〕、滋野〔1997〕、なおカナダについてEnglhard〔1996〕参照）。そのために、勤労所得課税と利子所得課税の組み合わせが「効率と公平」の観点からどのように評価されるのかの考察も、税制の設計に当たって閉却されている。

そのような状況の下では、勤労所得と利子所得の限界税率の現状を明らかにし、各々を比較することでその乖離がどうなっているかを把握することは、税体系の総合的な判断を下す出発点として望ましいであろう。

本稿では1994年の全国消費実態調査（全消）を利用して、銀行預金と郵便貯金に関し源泉分離税率や老人マル優を考慮した各家計の利子所得の実効税率と勤労所得税の限界税率を比較し、その乖離をみることにする（参考までに一部について平均税率を報告する）。

以下本論文の構成を簡単に述べる。第2節でデータと分析対象家計などについて説明する。第3節で勤労所得税率と利子所得税率の計算方法に関して触れる。第4節で老人マル優を最大限に利用するケースの推計結果、第5節で老人マル優を厳格に適用した上で、老人マル優適格世帯と非適格世帯に分けたケースの推計結果について解説する。第6節で本論文のまとめを行う。

## 2 データと対象家計，対象収入について

### （1）データについて

本論文では1994年の全消の個票を用いる。全消では、利子課税の現状把握に必要な郵貯と銀行預金の残高を知ることができる<sup>4)</sup>。

すべての世帯についてその家計のグロスの年収が報告されている。そのうち勤労者世帯と無職世帯については、主な構成員（世帯主，配偶者，その他の世帯員（65歳以上と未満の別））毎に勤務先からの年収や内職収入など収入種類別の年収を知ることができる。この年収データと世帯属性を考慮することにより、限られた範囲ではあるが、年間ベースでの家計の限界税率を計算することができる。

勤労者世帯と無職世帯に関しては調査対象月平均の家計全体の経常収入の他、世帯構成員毎の勤め先収入等を知ることができる。また勤労所得税，住民税，その他の直接税も報告されている。この税支払額により勤労者世帯等の当該家計全体の平均税率（所得税や所得税＋住民税）を計算することができる。

ただし、回答の信頼性の確保等の点から以下のサンプルは分析から除いた。

世帯員1人当たりの消費支出額が25千円未満のもの

住宅票の回答のないもの

世帯主との続柄から明らかに構成員の年齢に回答ミスのあるもの

4) なおマル優との関係では、国債，金融債や貸付信託などがある。これらについては取り上げていない。今後の課題としたい。

可処分所得（実収入 - 非消費支出）が負となるもの  
平均所得税率（所得税支払額 / 家計の経常収入）が100%以上のもの  
世帯主の年齢が19歳以下のもの

## （2）対象家計と階級分けの基準について

### （対象家計）

税率の計算に必要な収入の内訳と課税額を知ることができるということで、勤労者世帯と無職世帯に限定した。

利子課税制度と勤労所得課税を比較する本論文の主旨から、郵貯あるいは銀行預金の一方または双方を保有する家計に限定する。利子所得を含む資本所得課税という観点では財産所得を取り上げ、それにより利子や配当等の資本所得の有無を捉えて、勤労所得と比較することも考えられる。しかし94年の全消では財産所得があると報告した家計は約9%にとどまるので、財産所得の回答の信頼性には疑問が残る。この点からも預貯金を保有する家計を直接の分析対象とする。

### （階級分けの基準とする収入）

本論文では所得階級毎に課税状況を見るが、その階級分けの基準としては、主に、世帯の年収合計（グロス）、世帯主（または配偶者）の勤め先収入（年収）によることにする。

世帯の年収合計は年間を通じた家計の総合的な所得が分かるので、家計単位でみた所得の分配上の位置を知る上では最も簡便な指標である。世帯主または配偶者の勤め先収入（年収）は、租税負担の推移や国際比較を行う際しばしば用いられる基準である。

## 3 課税制度の扱い

### （1）勤労所得等の限界税率

#### （対象家計）

所得税は個人単位に課税されているので、複数の就業者がある家計については全消のデータで各就業者毎の限界税率を算出することは必ずしも容易ではない。そこで限界税率については、勤労者世帯かつ就業者1名の家計で夫または妻の勤務先からの収入（年収）のデータが得られるもののみについて算出した。この操作により限界税率の計算に用いたサンプル数は17,168である。

夫または妻の勤務先の年収報告のあるサンプルとしたのは、所得税の実効税率の計算に必要な給与所得控除や一般税率などの制度的要件が年収をベースとすることによる。ただし住民税は地域により差があるので本論文では算出していない。年収を使う関係で、本論文の限界税率は年間ベースの限界税率である。

#### （限界税率の計算）

本分析の対象となる94年については様々な控除が行われている（大蔵省財政金融統計月報「租税特集号」参照）。しかしデータ上それらの各控除項目の全てについて当該家計が該当するかどうかを知ることは困難である。また計算上の簡便さを考慮して代表的な所得控除である、基礎控除、配偶者控除、扶養者控除、社会保険料控除、給与所得控除の5種類の控除のみを取り上げることにした。医療費控除、生命保険料控除や住宅取得控除などが考慮されていないので、本論文で計算される限界税率は、実際の限界税率よりも高く算出されていることに留意する必要がある。



また控除対象に加えたものについてもデータ分析の簡便さから以下のように限定した。配偶者控除については、350千円の控除を適用し70歳以上の特別控除は考慮しなかった。扶養家族数は世帯人員 - 1（就業者） - 1（配偶者がある場合）で計算した。この場合も16歳以上23歳未満の特定扶養親族控除500千円と同居70歳以上の老親控除450千円は考慮せず、1人当たり350千円の控除で算出した。この面でも家計の限界税率は高めに計算されている<sup>5)</sup>。

## （2）勤労所得等の平均税率

家計全体の平均税率については以下のように、勤労所得税と勤労所得税 + 住民税の合計について各々算出した。

各家計の所得税支払額 / 各家計の経常収入（%）

各家計の（所得税支払額 + 住民税支払額） / 各家計の経常収入（%）

これらの分母分子の値は、調査対象月に報告された平均金額である。その意味で調査期間中の税率であって年間の税率ではないことに留意する必要がある。

## （3）利子課税の扱い

郵貯残高と銀行預金残高を加重して、マル優利用後の利子所得の課税税率を算出した。

老人マル優の適用対象となる65歳以上の世帯員がある家計（世帯員が全て64歳以下の場合は、源泉分離課税が一律に適用されるものとした）については、郵貯と銀行預金で別々にマル優枠が設けられていることから、各々以下のように処理をした。

### （郵貯）

郵貯については、65歳以上人員 × 350万円（1人当たり老人マル優枠）で計算した家計の老人マル優枠が郵貯残高（通常 + 定額等）を超える場合はすべて非課税（老人マル優適用）とした。逆に家計の老人マル優枠が郵貯残高を下回る場合は老人マル優枠までは非課税とし（言い換えれば65歳以上の者の名義で貯金されていると仮定）、それを超える額については源泉分離課税が行われるものとした（64歳以下の者の名義で貯金されていると仮定）。

### （銀行預金，枠を最大限利用するケース）

## 5) 94年の所得税制の概要

勤労収入からの控除（単位千円）

基礎控除	350
配偶者控除	350（70歳以上の特別控除700）
扶養親族控除	350・N人（16歳以上23歳未満の特定扶養親族500・N人） （同居70歳以上の老親450・N人）

社会保険料控除 全額

給与所得控除	1650まで 40%，3300まで 30%，6000まで 20%， 10000まで 10%，10000超 5%
--------	--

これらの控除を行い、以下の一般税率を適用する。

一般税率	3000以下 10%，3000超 20%，6000超 30%， 10000超 40%，20000超 50%
------	--

なお社会保険料控除の額は、報告された金額・12によった。

銀行預金については、普通預金残高が家計の老人マル優枠以下の場合には非課税（老人マル優適用）とした。超える場合は超える額について源泉分離課税、枠内の預金額について非課税とした。定期預金等についても同様に処理をした。このように分けたのは銀行預金の場合、銀行を変えて老人マル優枠が最大限利用されるケースを考慮したためである。

（枠を厳格に適用するケース）

銀行預金残高（普通＋定期）が老人マル優枠を超える場合は、全て源泉分離課税とする現行法制が厳格に適用されるケースと郵貯残高が350万円超は分離課税というケースも併せて試算した。これについては第5節で報告する。

## 4 老人マル優を最大限利用するケース

勤労所得の限界税率は前述の通り、本論文では実際よりも高めに計算されている可能性がある。また金融資産を個人単位で知ることができないことから、老人マル優枠が優先的に利用されると仮定した（言い換えれば64歳以下の世帯員の預金在实际には源泉分離課税が適用されているとしても、計算上は当該家計の65歳以上の老人マル優適合者の枠に達するまでは非課税という扱いをした）ので利子所得税率は低く計算されている。この二つの意味で、

勤労所得の限界税率 - 利子所得税率

勤労所得等の平均税率 - 利子所得税率

で定義した乖離幅は過小に評価されていることに以下の解釈では留意する必要がある。

概要は表1に掲げる通りである。勤労所得等の限界所得税率は13.13%であるのに対し、老人マル優考慮後の利子所得の所得税率は13.41%である。若干、利子所得に重課されており、利子所得税率の方が高いグループが61%と多くなっている。

平均所得税率は2.85%でありかなり低いように思われる。老人マル優を最大限利用する場合の利子所得の所得税率は11.62%となっている。また平均の（所得税＋住民税）率は5.79%であるのに対し、対応する利子所得の税率は15.49%である。平均税率で比較した場合はいずれのケースも、利子所得の方により重課されている。事実、所得税あるいは（所得税＋住民税）よりも利子所得税率が高いグループが80%を超えている。

この全体としての傾向は、

労働供給の方が貯蓄（将来消費）より弾力性が高い（勤労所得等の税率の方が利子所得税率よりも低い）

相対的に低所得階層ほど、貯蓄の利子弾力性が低い（高所得者と比べて利子所得と勤労所得等の税率の負の乖離幅が大きい）

ならば、超過負担をより減少させている。逆に労働供給の方の弾力性が貯蓄よりも低い、あるいは低所得者の貯蓄の利子弾力性が相対的に高いのであれば、効率をより悪化させている。

また老人マル優で修正された比例税率という性格を持つ現行の利子課税制度は、勤労所得課税制度に比べてかなり逆進的である可能性を示唆している。

表1 課税の概要

平均所得税率との比較		平均（所得 + 住民）税率との比較		限界所得税率との比較	
平均所得税率	2.85%	平均（所得 + 住民）税率	5.79%	限界所得税率	13.13%
利子所得税率	11.62%	利子（所得 + 住民）税率	15.49%	利子所得税率	13.41%
乖離幅	-8.77%	乖離幅	-9.70%	乖離幅	-0.23%
G1	10.20%	G1	13.26%	G1	37.16%
G2	83.12%	G2	81.20%	G2	61.25%
N = 42,757		N = 42,757		N = 17,168	

注1) 平均税率に用いたサンプルは、全ての勤労者、無職世帯（本文参照）。限界税率に用いたサンプルは1名のみが働いている勤労者世帯。

注2) G1は（平均または限界）所得税率が利子所得税率を上回る家計の比率  
G2は利子所得税率が（平均または限界）所得税率を上回る家計の比率

Nはサンプル数

#### （1）世帯のグロスの年収で階級分けしたケース

このケースの勤労所得の限界税率は4.6%から40.3%である。この限界税率は年収700万円以上、1100万円以上と1500万円以上とで3回ジャンプしていることがうかがわれる。最初のジャンプの700万円から800万円未満の階層で利子所得の源泉分離税率15%や老人マル優考慮後の税率とクロスしている。両者の乖離幅もこの3つの階層でジャンプしていることがうかがわれる。

老人マル優を考慮した利子所得税率は11.63% - 13.85%である。ここで注目されるのは概して、利子所得税率について中所得者層の方が高所得者層より高いことである。具体的には年収200万から700万円未満では13.7%から13.9%である。（年収1800万円の階層を除き）高所得者層を上回っている。これは中低所得者に若年層が多いことを反映していようが、それを考慮しても逆進性が目立つと言えよう。

そのために勤労所得限界税率と利子所得税率の乖離幅は年収600万円以下の低所得者層（サンプルの64.5%）では - 8.4%から - 2.8%となっている。つまり中低所得の2 / 3の家計は老人マル優を考慮したとしても、限界所得税率を上回る利子課税制度の適用を受けていることになる。

他方年収700万円以上の階層では、乖離幅は2.3%から28.3%であり。限界所得税率の方が高くなっている。特に1100万から1500万円未満では13.7%から15.6%、また1500万円以上は20.4%から28.3%と中低所得者と対照的な結果である。これらのサンプルは対象の5.8%、1.7%にとどまる。この高所得者層と低中所得者層の対比からすれば、現行利子課税制度の逆進性はいささか過度にわたるといえよう。

表2 世界のグロス年収階級別

ランク	所得税 限界税率	利子所得 税率	乖離幅	G1	G2	N
1	4.59000	12.95000	-8.36000	0.0284	0.8780	444
2	7.11000	13.68000	-6.57000	0.0491	0.9180	1019
3	8.39000	13.78000	-5.39000	0.0470	0.9230	1916
4	9.29000	13.85000	-4.56000	0.0542	0.9270	2677
5	9.93000	13.64000	-3.71000	0.1090	0.8770	2745
6	10.88000	13.65000	-2.77000	0.2210	0.7660	2264
7	15.60000	13.31000	2.29000	0.6740	0.3230	1812
8	18.16000	12.86000	5.30000	0.9250	0.0681	1409
9	19.08000	12.72000	6.36000	0.9510	0.0464	926
10	21.97000	12.73000	9.24000	0.9620	0.0376	665
11	26.13000	12.16000	13.97000	0.9630	0.0340	382
12	27.16000	13.50000	13.66000	0.9560	0.0444	338
13	26.63000	12.27000	14.36000	0.9430	0.0457	175
14	28.08000	12.44000	15.64000	0.9700	0.0303	99
15	34.79000	13.45000	21.34000	0.9790	0.0213	94
16	34.43000	11.78000	22.65000	1.0000	0.0000	61
17	34.48000	12.72000	21.76000	0.9660	0.0000	29
18	36.50000	14.25000	22.25000	0.9000	0.1000	20
19	32.14000	11.75000	20.39000	0.9290	0.0714	14
20	36.36000	11.63000	24.73000	0.9550	0.0455	44
21	40.29000	12.01000	28.28000	0.9140	0.0857	35

(2) 給与所得の年収で階級分けしたケース

このケースの所得税の限界税率は2.9%から49.1%である。概ね、グロスの世帯年収で階級分けした場合より高くなっている。限界税率はここでも700万円以上、1000万円以上、1100万円以上、1500万円以上でジャンプしていることがわかる。

老人マル優を考慮した場合の利子所得の税率は、10.93% - 14.40%である。このケースでも300万円から800万円未満の階層で相対的に高くなっていることが目立つ。

乖離幅は - 8.1%から36.4%と、グロスの年収で階級分けした場合に比べて、更に拡大している。特に700万円未満の層（サンプルの67.5%）では - 8.1%から - 2.2%である。このケースでも2 / 3の低中所得者層が限界所得税率よりも高い利子課税の下にあることが分かる。他方1100万円から1500万円未満では乖離幅は16%から19%となる。特に1500万円以上の階層では24.3%から36.4%にも乖離幅は拡大する。しかしそれらは対象の各々4.3%、1.2%にすぎない。

年収ベースの給与所得で階級分けすると、利子所得課税の勤労所得課税に比較した逆進性の程度は一層大きく表れているといえよう。



表3 給与所得階級別

ランク	所得税 限界税率	利子所得 税率	乖離幅	G1	G2	N
1	2.86000	10.93000	-8.07000	0.0417	0.7920	1103
2	7.98000	12.77000	-4.79000	0.1420	0.1420	1019
3	9.07000	13.44000	-4.37000	0.0968	0.0968	1916
4	9.87000	13.90000	-4.03000	0.0776	0.0776	2617
5	10.40000	13.91000	-3.51000	0.1210	0.1210	2695
6	11.42000	13.64000	-2.22000	0.2530	0.2530	2167
7	17.10000	13.50000	3.60000	0.7640	0.7640	1727
8	19.90000	13.59000	6.31000	0.9970	0.9970	1265
9	19.08000	12.72000	6.36000	0.9510	0.9510	926
10	24.30000	13.50000	10.80000	1.0000	0.0000	553
11	29.70000	13.50000	16.20000	1.0000	0.0000	283
12	30.00000	14.00000	16.00000	1.0000	0.0000	263
13	30.20000	13.70000	16.50000	1.0000	0.0000	125
14	31.60000	12.60000	19.00000	1.0000	0.0000	63
15	38.70000	14.40000	24.30000	1.0000	0.0000	83
16	40.00000	13.60000	26.40000	1.0000	0.0000	39
17	40.00000	10.80000	29.20000	1.0000	0.0000	17
18	40.00000	13.20000	26.80000	1.0000	0.0000	17
19	40.00000	13.30000	26.70000	1.0000	0.0000	6
20	40.40000	14.30000	26.10000	1.0000	0.0000	26
21	49.10000	12.70000	36.40000	1.0000	0.0000	22

## 5 老人マル優枠を厳格に適用した場合の比較

前節では銀行間で預金を分けることなどによりマル優枠を最大限利用するケースの比較を試みた。本節では銀行預金残高（普通＋定期）が老人マル優枠を超える場合は全て源泉分離課税、かつ郵貯残高が350万円超は分離課税という老人マル優枠が厳格に適用されるケースについて比較する。マル優枠を厳格に考慮するということから、ここでは老人マル優適格者（65歳以上）のいる家計といない家計の別に税率の計算を行う（サンプル数の関係で上位所得階層はまとめてある）。

### （1）世帯のグロスの年収で階級分けしたケース

65歳以上の世帯のいる家計の推計結果は表4 - 1に示すとおりである。限界勤労所得税率の平均は11.59%（1.75 - 30.49%）、平均勤労所得税率は2.67%（0.50 - 6.83%）である。これに対し、老人マル優を厳格に適用した利子所得税率は6.89%（2.30 - 11.38%）である。マル優枠を最大限利用した場合の税率と比較すると3.8%高くなっている。

勤労所得等の限界税率と比較すると年収100万円以下の階層で利子所得税率が勤労所得税率を上回っている。しかし全体で見ると31.3%のサンプルが利子所得税率が勤労所得税率を上回っている。また勤労所得等の平均税率と比較すると利子所得税率は、全ての所得階級で上回っている。

マル優適格者のいない家計では勤労所得の限界税率の平均は13.57%（5.07 - 38.24%）である。平均勤労所得税率は3.52%（1.70 - 10.30%）である（表4 - 2参照）。限界税率では年収600万円未満の階級で利子

所得税率が勤労所得税率を上回っている。全体でみてもその乖離は -1.74%であり、約7割のサンプルが  
 利子所得税率が勤労所得税率を上回っている。

これからすれば、マル優非適格の現役世代に限れば現行の利子課税制度は、労働供給の弾性値が貯蓄の  
 弾性値より大きいという想定が成立しない限り合理的な説明が付かないものとなっている。しかし現役世  
 代（特に男性）の労働供給の税引後賃金に対する弾性値が高いというのは観察される事実とは相容れない  
 であろう。

表4 - 1 65歳以上の世帯員のいる家計の税率（世帯のグロス年収別）

収入階級	所得税の		枠を最大限利用			枠を厳格に適用			N
	平均税率	限界税率	利子所得 税率	限界税率 との乖離	平均税率 との乖離	利子所得 税率	限界税率 との乖離	平均税率 との乖離	
nen1	0.50	1.75	0.60	1.15	-0.10	2.30	-0.55	-1.80	63
nen2	1.07	5.15	1.46	4.69	-0.39	4.15	1.00	-3.08	99
nen3	1.32	5.28	1.67	3.62	-0.35	4.73	0.55	-3.42	176
nen4	1.51	6.22	2.07	4.15	-0.56	5.38	0.84	-3.87	238
nen5	2.05	7.70	2.68	5.02	-0.62	6.36	1.33	-4.31	304
nen6	2.23	8.31	3.23	5.08	-1.84	6.96	1.35	-4.73	260
nen7	2.61	11.01	3.15	7.86	-0.54	6.77	4.23	-4.17	258
nen8	2.89	13.17	3.62	9.55	-0.74	8.02	5.15	-5.14	265
nen9	3.26	15.63	3.46	12.17	-0.20	7.61	8.02	-4.35	183
nen10	3.85	17.94	3.92	14.02	-0.07	8.63	9.32	-4.78	136
nen11	4.32	21.50	3.34	18.17	-0.98	7.29	14.22	-2.97	93
nen12	4.54	21.82	5.78	16.04	-1.24	11.38	10.44	-6.84	55
nen13	5.15	23.53	5.63	17.90	-0.48	10.87	12.66	-5.72	51
nen15	6.55	25.24	5.48	19.75	1.06	10.06	15.18	-3.52	42
nen16	6.83	30.49	5.56	24.93	1.27	9.77	20.72	-2.93	61
計	2.67	11.59	3.09	8.51	-0.42	6.89	4.71	-4.22	2,284

( G1 = 76.2% G2 = 11.9% ) ( G1 = 57.2% G2 = 31.3% )

nen15は1400万円以上1600万円未満

nen16は1600万円以上

表4 - 2 65歳以上の世帯員のいない家計の税率（世帯のグロス年収別）

収入階級	所得税の 平均税率	限界税率	利子所得 税率	限界税率 との乖離	平均税率 との乖離	N
nen1	1.70	5.07	15.0	-9.93	-13.30	381
nen2	2.43	7.33	15.0	-7.67	-12.57	920
nen3	2.79	8.70	15.0	-6.30	-12.21	1,740
nen4	2.74	9.59	15.0	-5.41	-12.26	2,439
nen5	2.99	10.20	15.0	-4.80	-12.01	2,441
nen6	3.35	11.22	15.0	-3.78	-11.65	2,004
nen7	3.68	16.36	15.0	1.36	-11.32	1,554
nen8	4.15	19.32	15.0	4.32	-10.85	1,114
nen9	4.64	19.93	15.0	4.93	-10.36	743
nen10	5.24	23.01	15.0	8.01	-9.76	529
nen11	5.89	27.61	15.0	12.61	-9.11	289
nen12	6.88	28.20	15.0	13.20	-8.12	283
nen13	6.99	27.90	15.0	12.90	-8.01	124
nen15	8.31	33.04	15.0	18.05	-6.69	151
nen16	10.30	38.24	15.0	23.24	-4.70	142
計	3.52	13.37	15.0	8.51	-11.48	14,854

( G1 = 31.2% G2 = 68.8% )

(2) 給与所得の年収で階級分けしたケース

65歳以上の世帯員のいる勤労所得の限界税率は1.34 - 41.60%，平均税率は0.86 - 9.20%である。利子所得税率は5.70 - 10.39%である（表5 - 1参照）。年収100万円未満の階層で限界税率との乖離が - 4.36%となっているのが目立つ。

64歳以下の世帯員からなる家計では、勤労所得の平均税率は1.33 - 11.45%，限界税率は3.60 - 41.67%である（表5 - 2参照）。限界税率でみた乖離幅は - 11.40%～26.67%であり、ここでは最も逆進性が強く表れている。現役世代の給与所得で階級分けを行うと、現在の利子課税制度の相対的な逆進性が非常に強く出ているといえよう。

表5 - 1 65歳以上の世帯員のいる家計の税率（給与所得年収別）

収入階級	所得税の		枠を最大限利用			枠を厳格に適用			N
	平均税率	限界税率	利子所得税率	限界税率との乖離	平均税率との乖離	利子所得税率	限界税率との乖離	平均税率との乖離	
nen1	0.86	1.34	2.46	-1.12	-1.60	5.70	-4.36	-4.84	358
nen2	1.38	8.05	3.21	4.84	-1.83	7.46	0.59	-6.08	236
nen3	1.89	8.40	2.80	5.60	-0.91	6.51	1.89	-4.62	263
nen4	2.33	9.18	2.61	6.57	-0.29	6.37	2.82	-4.04	233
nen5	2.49	10.32	3.02	7.30	-0.53	6.59	3.73	-4.10	250
nen6	2.66	10.00	2.84	7.16	-0.18	6.30	3.70	-3.64	242
nen7	3.28	15.16	2.90	12.26	0.38	6.30	8.86	-3.02	221
nen8	3.92	19.51	4.17	15.34	-0.25	9.09	10.42	-5.17	162
nen9	4.10	20.59	3.68	16.92	0.42	8.04	12.55	-3.95	118
nen10	5.19	22.89	3.96	18.94	1.23	8.35	14.54	-3.16	76
nen11	5.81	29.47	3.40	26.07	2.41	7.39	22.09	-1.58	38
nen12	6.43	30.00	5.23	24.77	1.20	9.69	20.31	-3.26	27
nen13	7.73	30.00	5.37	24.63	2.36	10.38	19.62	-2.65	17
nen15	8.83	32.78	3.63	29.14	5.20	7.26	25.52	1.57	18
nen16	9.20	41.60	5.72	35.88	3.48	10.39	31.21	-1.19	25
計	2.67	11.59	3.09	8.51	-0.42	6.89	11.59	-4.22	2,284

表5 - 2 65歳以上の世帯員のいない家計の税率（給与所得年収別）

収入階級	所得税の	利子所得	限界税率	平均税率	N
	平均税率	税率	との乖離	との乖離	
nen1	1.33	3.60	15.0	-11.40	745
nen2	2.45	7.97	15.0	-7.03	1,013
nen3	2.87	9.16	15.0	-5.84	1,783
nen4	2.81	9.94	15.0	-5.06	2,384
nen5	3.07	10.39	15.0	-4.61	2,445
nen6	3.45	11.60	15.0	-3.40	1,925
nen7	3.80	17.33	15.0	2.33	1,506
nen8	4.29	19.98	15.0	4.98	1,103
nen9	4.78	20.63	15.0	5.63	684
nen10	5.61	24.53	15.0	9.53	477
nen11	6.20	29.71	15.0	14.71	245
nen12	7.56	30.00	15.0	15.00	236
nen13	7.74	30.19	15.0	15.19	108
nen15	9.18	36.02	15.0	21.02	128
nen16	11.45	41.67	15.0	26.67	102
計	3.52	13.37	15.0	-1.64	14,884

## 6 利子課税制度は効率的か？公平か？

建前としての勤労所得と利子所得に関する総合課税主義は、金融資産取引や利子・配当所得の捕捉の困難さから現実には採用されていない。利子所得については分類所得課税が事実上採用されている。総合課税が実際にも採用されるのであれば、勤労所得と利子所得は合算して課税されるので両者の税率を区別する必要はない。しかし最適課税の観点からすれば、勤労所得と利子所得を同列に扱う根拠は必ずしも無い。

勤労所得と利子所得の課税の組み合わせについては、資本蓄積の観点を捨象したとしても、効率性の観点からはどちらの税制の超過負担が小さいかにより判断される。それは労働供給あるいは貯蓄（将来消費）の課税後所得に対する弾力性に依存するので、優れて実証上の問題となる。しかし労働供給については、現役男子（非弾力的）を除くと断定的なことは余りいえない。また貯蓄の税引後利子弾力性についても低所得者の方が有意に反応しているという報告はあるが、まだ解明の余地が大きい。そこでは現役世代や低所得者について相対的に勤労所得課税の方を利子所得課税より高くした方が効率的である可能性がある、といえる程度である。

公平性の観点からいえばライフサイクルを通じた消費の最適化を図るという意味で、利子所得の方を同時点の勤労所得よりも低率に、また高齢者の利子課税税率を若年・中年者より低くすることが妥当と考えられる。

これらの意味で課税の実状を勤労所得と利子所得の各々について把握することは重要である<sup>6)</sup>。

所得税の限界税率と老人マル優を最大限利用した場合の利子所得税率を比較したケースでも、世帯のグロス年収や給与所得700万円未満の階層（それは対象の約2/3である）については利子所得税率の方が高い。

反面、1100万円以上取り分け1500万円以上については、乖離幅が21% - 36%と大きく逆転している。それらは対象の1.7 - 1.4%にとどまる。分析対象が勤労者家計なのだから、これらの階層は企業や官庁の幹部職員であろう。幹部職員が課税後所得に応じて労働供給を調整しているとは考えにくい。また低所得者は高所得者より課税後利子率により弾力的である可能性がある。その点で現行の勤労所得課税と利子所得課税の組み合わせが、効率的であるかどうかについては疑問が残る。

老人マル優枠を厳格に適用したケースでの適格世帯の利子所得税率は6.89%（最大限枠を利用した場合は3.09%）で、適格世帯に限定しても低所得階層を中心に31%の世帯は利子所得税率が勤労所得の限界税率を上回っていた。この比率は非適格世帯で69%となる。先の問題はより一層明瞭なものとなる。また本論文の検証を通じて一貫してみられた、勤労所得の限界税率と比較した利子所得課税の相対的な逆進的な動きは、公平性の観点からは著しく問題のように思われる。

財政再建や近時の経済混乱、さらに予想される少子化・高齢化の進展による社会保障制度の行き詰まりから、税制の見直しがいわれている。しかしここでは課税の現状の厳密な分析や、それを踏まえた効率性・公平性のある税体系の構築に関する議論は乏しいように見える。本論文の意義は、勤労所得と利子所得の課税の現状を詳細に明らかにし、その基礎を与えたところにある。

6) 将来納税者背番号制度により総合課税が採用される、あるいは利子課税について累進的な分類所得税制が採用される場合でも、効率と公平の観点からこれらの検証は有意義である。

(参考文献)

- 井堀利宏 [ 1994 ] 「貯蓄，投資と課税」野口悠紀雄編『税制改革の新設計』日本経済新聞社，pp.51 - 86。
- 井堀利宏 [ 1996 ] 『公共経済の理論』有斐閣。
- 岩本康志・藤島雄一・秋山典文 [ 1995 ] 「利子・配当課税の評価と課題」『フィナンシャル・レビュー』  
Vo1.35，pp.27 - 50。
- 滋野由紀子 [ 1997 ] 「利子課税制度の政策的転換と家計の反応」『大阪大学経済学』第46巻第3号，  
pp.24 - 45。
- 清家篤 [ 1992 ] 『高齢者の労働経済学』日本経済新聞社。
- 竹澤康子・松浦克己 [ 1998 ] 「勤労者家計の通貨需要関数の実証分析」郵政研究所D.P.。
- 橘木俊詔・下野恵子 [ 1994 ] 『個人貯蓄とライフサイクル』日本経済新聞社。
- Atkinson, A. and J. E. Stiglitz [ 1976 ] , "The Design of Tax Structure: Direct versus Indirect Taxation",  
Journal of Public Economics, Vol.6, pp.55 - 75.
- Englhard [ 1996 ] , "Tax Subsidies and Household Savings: Evidence from Canada", The Quarterly  
Journal of Economics, Vol.447, pp.1237 - 1268.
- Hall, R. E. and A. Rabushka [ 1996 ] , "The Flat Tax: A Simple, Progressive Consumption Tax", in M. J.  
Boskin ed. 'Frontiers of Tax Reform', Hoover Institution Press, California, pp.27 - 53.
- Ihori, T. [ 1992 ] , "The Optimal Type - Specific Tax System: Source of Inequality and Optimal  
Progression", Public Finance, Vol.47, pp.430 - 445.
- Mccafferty, S. [ 1997 ] , "Age Discrimination in Wage Taxation and the Optimal Taxation of Capital  
Income", Public Finance, Vol.49, pp.179 - 191.
- Scholz [ 1994 ] , "Tax progressivity and household portfolios: descriptive evidence from the Survey of  
Consumer Finances" In J. Slemrod ed. Tax Progressivity and Income Inequality, Cambridge  
University Press.
- Showalter and Thurston [ 1997 ] , "Taxes and labor supply of hige - income physcians", Journal of  
Public Economics Vol.66, pp.73 - 97.